業務仕様書

1 業務名

月寒屋外競技場音響設備保全業務

2 業務概要

月寒屋外競技場で使用している音響設備のうち、ワイレスマイク及びチューナーは 1997 年製造から 25 年経過しており、経年劣化による動作不良が発生している。また、電波法関連法令である無線設備規則の改正により既設機器が今後使用出来なくなることから、動作不良が発生しているミキサーと合せて機器を交換するともに、ワイヤレスアンテナ用配線ダクトのカバーが欠損しているため取付を行う。

3 履行場所

月寒屋外競技場 (札幌市豊平区月寒東1条8丁目)

4 履行期間

契約締結日から令和4年12月13日(火)まで

※履行期間内にマニフェスト伝票(E 票も含む)の写しを提出し、完了期限までに最終処分が終了したことを示すこと

5 業務内容

(1) 部品交換

以下の機器を交換する。

項	品名	既設品型式	取付箇所	数量		
切	四石	交換品型式(同等品可)	4X17 固刀	奴里		
1	卓上型音響ミキサー	Soundcraft 社製 MPMi12/2	既設ミキサースタンド			
		ヤマハ製 MG16	RXT-2(TOA 製)に	1台		
			設置			
2	800MHz 帯ワイヤレス	日本ビクター製 WT-870B-B	既設機器収納架に			
	受信機	パナソニック製 WX-UR502(WX-	取付	1台		
		UD500 付属)				
3	壁取付用ワイヤレスア	型式不明	フィールド側外壁面			
	ンテナ	パナソニック製 WX-4950A	に取付 2 台			
4	ワイヤレスマイクロホン	日本ビクター製 WM-P87	0 +			
		パナソニック製 WX-4100B	2本			

※機器交換後は、既設音響設備との組み合わせによる試験も実施し正常動作を確認すること。

※ワイヤレスアンテナ用配線(5C-FB)は既設再使用とする。

※必要に応じ配線整備を実施すること。

※ワイヤレス機器の設定においては、既設電波状況を確認し使用周波数を決定すること。

(2) 配線ダクトカバー取付

既設ワイヤレスアンテナ用配線ダクト(屋外部に設置)のダクトカバーが一部欠損しているため、取付を行う。 新規取付ダクトカバー仕様:幅 20mm、長さ 10m 程度

(3) 試験

以下の試験を実施し、試験成績書を提出すること。

- 1)機器工場試験
- 2) 現地試験

6 産業廃棄物処理

- (1) 今回撤去及び取り外した機器や部品等は、関係法令に基づき産業廃棄物として適正に処理を行うこととし、 処理先は原則として札幌市内の処理施設とすること。
- (2) 既設機器を工場整備する場合、発生した取外し部品等は整備済品と併せて機器設置施設に戻した後、産業廃棄物処理を行うこと。
- (3) 産業廃棄物の処理を行ったものは、マニフェスト伝票の写しを提出することとし、原本は法律に基づき排出事業者が5年間保存すること。また、広域認定処理を行ったものについては、管理票の写しを提出すること。

7 提出書類

以下のとおり提出すること。

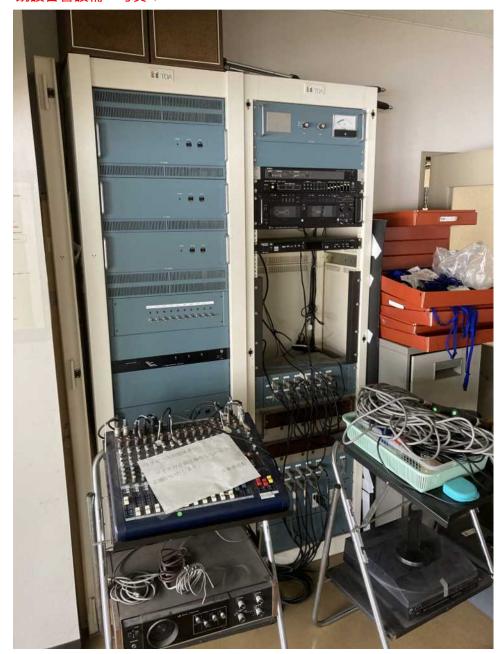
提出時期	書類名	備考
現場着手前	工程表	担当職員の承諾を受けた後に現場着手すること
	業務計画書	
	承諾図	
機器取付前	機器試験成績書	可能な限り担当職員の確認を受けた後に取付等を行うこと
(可能な限り)		
完了時	完成図書	CD-R 等にて電子データも提出すること
	(以下の書類を綴じる)	書類を綴じる際は見出し等を付け分かりやすくすること
	•業務計画書	・承諾済みのもの
	•承諾図	・承諾済みのもの
	•完成図	
	•機器試験成績書	・確認済みのもの
	•現地試験成績書	
	•取扱説明書	
	•写真帳	・機器(新・旧)、作業(前・中・後)を基本とする
	・マニフェスト伝票の写し	・履行期間内にE票も含めて提出すること
	完了届	

※提出部数は原則各2部とするが、対象施設が複数の場合は業務全体をまとめた完成図書を1部と、各施設別にまとめた完成図書を1部ずつ提出すること。

8 その他

- (1) 本作業に必要な仮設、照明、工事用動力、用水、試運転調整及び官公庁等への手続き等の費用は受託者にて負担すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、労働安全衛生法のほか関係法令を遵守すること。
- (3) 契約後は関係者にて打合せ及び現場確認を実施し、業務計画書及び工程表を提出すること。また、業務の計画・実施にあたっては、開催イベントや施設利用者への影響を最小限に抑えるため、担当職員及び施設管理者と作業工程を十分打合せること。
- (4) 未使用機器等の電源切断の励行による節電、再生紙の積極利用など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。
- (5) その他、業務の実施に関して疑義が生じた場合は、担当職員と打合せの上遺漏のないよう遂行すること。

既設音響設備 写真1





既設音響設備 写真 2

